

資料 1

南城市食の自立支援サービス業務委託仕様書

南城市食の自立支援サービス事業実施要綱（平成18年告示第25号）（以下「要綱」という。）に基づく事業の実施にあたり、サービス提供者（以下「受託者」という。）が行う業務について下記のとおり仕様を定める。

この仕様書は、要綱に基づく配食サービス業務の大要を示すものであり、業務実施にあたっては、食品衛生法（昭和22年法第233号）等の関係諸法令を遵守し、またこの仕様書に記載なき事項であっても、現場の状況に応じて誠実に業務を実施することとする。

1. 目的

要綱に定義された利用対象者（以下「利用者」という。）の安否確認を行うとともに、在宅の高齢者が、健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービス等の「食」に関わるサービスを「食」の自立の観点から充分な調査や評価を行った上で計画的・有機的につなげて提供し、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活が送れるよう支援することを目的とする。

2. 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

（1）業務の範囲：南城市内（久高島地域を除く。）

（2）1食あたりに係る総金額：委託料（消費税及び地方消費税を含む）と利用者負担額（消費税及び地方消費税を含む）の合計とする。

① 委託料（市が受託者に支払う見守り経費）：1件あたり500円以内とする。

・1件あたり500円以内とする。ただし、実績報告に基づき精算する。

・委託料において、配達及び見守り経費（配達及び見守りを行う人の人件費、配車の手配や配達員の手配、電話対応など事務的なことを行う人の人件費、燃料費、車両リース代、通信料、配達に係る諸経費）を捻出すること。

② 利用者負担額（利用者が受託者に支払う料金）：1件あたり500円以内とする。

・利用者負担額において、調理経費（材料費、調理を行う人の人件費、光熱水費、調理に係る諸経費）を捻出すること。

（3）対象地域と想定食数：27,000食

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域	利用実人数	62	73	61	61	46
	配食数	9,449	9,768	9,186	9,226	7,807
知念地域	利用実人数	29	29	27	17	17
	配食数	4,770	4,436	3,600	2,548	2,325
玉城地域	利用実人数	55	51	46	54	44
	配食数	7,225	7,886	7,654	7,606	6,998
大里地域	利用実人数	40	48	41	47	51
	配食数	5,967	7,512	5,627	7,075	8,045
合計	利用実人数	186	201	175	179	158
	配食数	27,411	29,602	26,067	26,495	25,175

(3) 実績報告

- ① 受託者は、1か月毎に請求書及び配食サービスの確認ができる書類（実績報告書）を翌月の10日までに市に提出しなければならない。

(4) 事業実施状況の検証に関するここと

- ① 市が実施する定期的な状況確認（献立表や弁当内容などの調査）に応じること。
- ② 事業検証の結果に基づき、市が指摘した事項等に対し受託者は迅速かつ誠実に対応すること。

(5) 配達

受託者は自ら調理した食事（利用者1人につき、週5回以内の昼食及び夕食）を直接利用者の自宅へ配達し、利用者本人に手渡しを行い、利用者の安否を確認すること。

(6) 配達時間

- ① 昼食 おおむね午前10時半頃から午前12時半頃までとする。
- ② 夕食 おおむね午後4時頃から午後6時頃までとする。
- ③ 最終調理から4時間以内に喫食できるように提供すること。対応が可能であれば2時間以内が好ましい。
- ④ 当日配達した配達時間及び見守りの状況を記録した利用者台帳を作成し、市又は利用者からの問い合わせ等にも迅速に対応すること。

(7) 配食回数

- ① 配食は、南城市食の自立支援サービス事業利用決定通知書に定められた回数とする。
- ② 利用者1人につき最大週5回（月曜日から金曜日まで）の配食に対応すること。
- ③ 緊急（台風等）を伴い事業を休止する場合は、市と受託者が個別に協議し、受託者が利用者へ事前に連絡する。

(8) サービス提供日等の変更、サービス中止・再開・廃止について

- ① 受託者は、利用決定時の配食数の変更やサービスの中止・再開・廃止については、市から連絡があった場合にのみ行うこととする。但し、曜日の変更等についてはこの限りではない。
- ② 入院等の理由で市からの連絡ではなく、本人や家族又はケアマネジャーから直接連絡を受けた場合には、受託者は速やかに市に連絡するものとする。

(9) 配達車両

- ① 配達車両は、すべて受託者で準備すること。
- ② 配達時には、食品衛生上、食中毒の原因とならないよう車内及び収納庫内を適温に保つとともに配達時間の短縮に努めること。

(10) 職員体制及び安全対策

- ① 受託者は、この事業を行うに当たり責任者を配置し、配達に関する一切の指示及び統制は受託者が責任をもって行うこと。
- ② 配達員をはじめとするこの事業に従事している従業員には、食品の安全性、衛生管理、クレーム対応、細菌性食中毒、高齢者等の特徴等について年1回以上適切な研修を受けさせること。
- ③ 定期的に検便や健康診断を行い、徹底した管理体制を確立するとともに、市から指示があつた場合には、その報告書を提出すること。

(11) 危機管理

食中毒の発生、配達車両の事故や故障、職員の欠員、風水害等で受託者が配食サービスの実施が困難になった場合に備え、代替方法に関するマニュアル、業務継続計画（BCP 計画）等を整備し提出すること。

(12) 利用料の徴収

受託者は、配食サービスの実施に必要な食材料費の実費として、1食当たり次に掲げる金額の合計額を利用者から徴収するものとする。

- ① 食材料費等実費相当額 500円以内（消費税及び地方消費税含む）

(13) 安全及び衛生管理

- ① 原材料の取り扱い、調理、運搬配達等にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。
- ② 常に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。
- ③ 調理は、当日調理を原則とし食品衛生に十分配慮すること。

(14) 献立作成方針

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立を作成すること。
- ② 高齢者等が食べやすいように工夫すること。

ア. 主食について

通常の食事のほか、高齢者等向けに柔らかめに仕上げるなど通常よりも食べやすくなっていること。

イ. 副食について

- ・通常の食事のほか、刻み食も用意できること。
- ・高齢者等向けに咀嚼・嚥下のしやすいものとなっていること。
- ・主菜・副菜をバランスよく盛り付け、見た目にも楽しい、味のバランスに富んだ飽きのこない食事となっていること。

ウ. 栄養価について

- ・「日本人の食事摂取基準」を参考に、エネルギー、タンパク質を設定し、減塩に努めること。
- ・脂質、ビタミン、ミネラル等については、必要量が充足するように十分配慮すること。

エ. 塩分量やカロリー数、利用者個々人の健康状態に配慮した食への対応を行うこと。

③ 使用する食材

- ・食材は新鮮なものを使用すること。
- ・食材については地産地消に努めること。
- ・品質管理については、毎日、冷蔵庫・冷凍庫・貯蔵庫の温度管理及び在庫管理を行うこと。

④ 配食の容器について

- ・受託者が用意し、衛生的に使用すること。原則として年間を通して再利用可能なものとする。
- ・食事が冷めないように配慮を行う。

(15) 利用者への対応と安否の確認

食事の受け渡しは利用者本人へ手渡しで行うものとする。ただし、感染症の発生時等の事態が起こった場合は一定の距離を保ち、声かけ等で行うことも可能とする。

① 高齢者等に配慮した対応

食事の受け渡しは、利用者の健康状況に応じて食卓まで届ける等、柔軟な対応ができるこ^{と。}

その際に必ず声かけを行い、利用者とのコミュニケーションを図り、安否確認を行うとともに、独居の方の孤独感の緩和に努めること。

利用者の状況を適切に把握した上で、利用者に合った食事を提供すること。

② 緊急時の対応

配達に従事する職員は、緊急時の対応を徹底し、利用者宅において異常を発見した場合は、速やかに適切な対応をするとともに、市及び関連機関に連絡すること。

③ 不祥事の対応

適切な職員教育と厳しい管理体制でサービスを提供した上で、不祥事が発生した場合は、管理責任者が速やかに報告すること。

④ 連絡体制

サービスを提供するに当たっては、市の指示を得ながら相互の連携を密にし、事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡を取ること。

⑤ 安否確認の記録について

配達時の利用者の体調等について安否確認の対応等に関する記録簿等により記録をとり、市の求めに応じて報告すること。

(16) 苦情処理及び損害賠償

① 受託者は、利用者からの苦情・不満・相談は、現場・事業所等のいざれでも受け付けるものとし、責任者を交えて情報共有等を行い、誠意をもった対応を心掛けるものとする。また、必要に応じ市に連絡すること。

② 受託者は、利用者に対するサービスの提供にあたり、受託者の故意または過失により損害を与えた場合は、受託者の負担において損害を賠償しなければならない。

(17) 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を遂行するための個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(18) 民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて

民間事業者が在宅配食サービスを実施するにあたり、平成8年5月13日付、老振第46号厚生省老人保健福祉局長通知の①「民間業者による在宅配食サービスのガイドライン」及び平成29年3月30日付健発0330第6号厚生労働省健康局長通知の②「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」についての各要件に準ずること。

① URL→ https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4309&dataType=1&pageNo=1

② URL→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158814.html>

(19) その他

① この事業において、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務または性質上当然必要とされる業務は、誠意を持って実施し、基準に疑義が生じた場合又は定めのない事項がある場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。

② 受託者は、事業主の変更及びやむを得ない事情により本事業より撤退する時は、3ヶ月以上前に南城市へ申し出なければならない。